

がん患者の方へ

坂井市がん患者アピアランスサポート事業のご案内

補整具の購入費用を助成します

坂井市では、がん治療に伴う外見の変化による心理的負担を軽減し、社会参加を促進、また療養生活の質の向上を図るため、購入した補整具の代金の一部を助成します。

ご希望の方は、下記を参考に、申請に関する手続きを行ってください。

1.対象者

次のすべての要件に当てはまる方

- ・申請時において坂井市内に住所を有する方
- ・がんと診断され、治療を受けた、または現在治療中の方で、1年以内に補整具を購入した方
- ・坂井市の市税の滞納がない方
- ・過去に坂井市及び県、他の自治体から同様の助成を受けていない方

2.対象となる補整具

- ・ウィッグ（装着時に必要な頭皮保護用ネットや帽子、かつらを含む）
- ・補整下着や人工乳房などの胸部補整具
- ・弾性着衣（弾性ストッキング等）
- ・その他市長が認める補整具及び附属品、補整具制作のための材料、ケア用品等。

3.助成金額

- 対象となる補整具購入費用の1/2（ただし10,000円を上限とし、1円未満切り捨て）
※申請は助成対象者1人につき、1回のみです
※複数の補整具をまとめて申請できます

4.申請方法

申請書類（裏面参照）を揃え、健康増進課へ郵送または窓口へご持参ください。



審査の結果、不交付となった場合には、不交付決定通知を送付します

5.申請書類及び申請時の注意事項

- ・申請書（「坂井市がん患者アピアランスサポート事業助成金 交付申請書兼請求書」）
申請書は、審査に要する課税状況などの確認についての同意書を兼ねます
- ・補整具を購入したことが分かる領収書等
補整具の種類、金額、購入日などが証明できるもの。領収書に記載がない場合には、これらが分かるものをご提出ください。
- ・がん治療を受けた、または現在治療中であることが分かる書類（コピー可）
診療明細書、治療方針計画書、診断書等
- ・振込先口座情報がわかるもの（申請者と同じ名義人口座に限る）
通帳の写し等

必要書類は市HPからダウンロードできます。



坂井市 がんアピアランス



よくある質問

質問	回答
先月助成を受けたが、追加で補整具を買ったので、もう1回申請したい	1人につき1回しか申請できません。1度目に上限まで助成を受けていなくても、2回目の申請はできません。
1年以内に複数購入した補整具をまとめて申請したい	個数は問いません。まとめて申請できますが、合計金額に対して、上限10,000円（補助率1/2）までです。
がん治療は2年前だが、対象になるか	治療を受けた日は問いません。現在、治療に伴う外見の変化があれば、1年以内に購入した補整具は対象です。



問い合わせ 坂井市 健康福祉部 健康増進課
〒919-0592 坂井市坂井町下新庄第1号1番地

TEL:0776-50-3067

ホームページ <https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/zoshin/kenko/kenko/hojo/ganappearance.html>